

【参考】規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

(7) 農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢(自主検査含む)が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

(なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。)

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的(主観的)鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更(その後も技術の進展成果は積極性に活用)
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシャティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金

農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。

b 産地、品種、産年などの食品表示

食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする(例:品質確認 JA〇〇(登録検査機関名)、品質確認 〇〇ライス(農業者名))。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。

また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。

以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

現行の農産物規格・検査の概要

○ 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)
第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。
(米穀の生産者に係る品位等検査)
第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、銘柄(産地品種銘柄等)、品位(等級)、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米)】

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(令和元年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,261	1,260	218	43
検査数量(b)	5,107	1,300	197	38
受検率(b/a)	70%	103%	91%	90%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

令和2年3月31日現在

年 度	平成21年度	令和元年度
登録検査機関(機関)	1,414	1,739
農産物検査員(人)	14,516	19,403
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,638	14,492

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 米穀の系統別検査数量の比率(平成30年産)

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関	合 計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%

資料:穀物課作成資料

米(玄米・精米)の物流合理化について

全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。(2019年3月から政策統括官主催による「物流合理化勉強会」を開催し、米、麦、砂糖等の物流問題について議論。)

玄米物流の課題

- ・重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、トラックドライバーから特に敬遠される傾向。
- ・フレコンバッグは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、フレコンバッグの普及率は4割に留まる。

→フレコン化の推進に向けた環境整備として、フレコンの規格化ができないか。

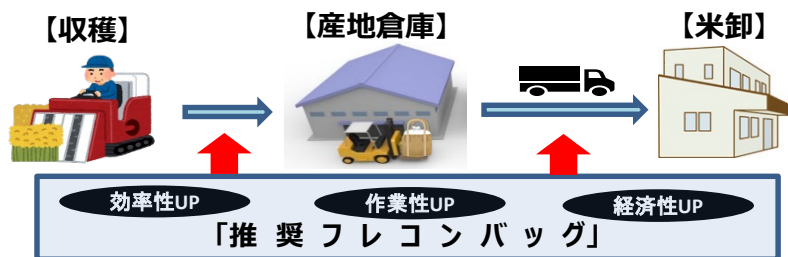
精米物流の課題

- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化し、トラックドライバーの確保が困難。
- ・発注から納品までのリードタイム(発注後〇日)や精米年月日から納品までのリードタイム(精米後〇日)が短い。

→共同配送の取組や納品までのリードタイムの緩和により、できるだけ商品をまとめて配送することができないか。

これまでの取組

○農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を設定(R2.6.30)



○「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を展開
(玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援(令和2～4年度))

○「精米年月旬(上／中／下旬)」表示の導入

食品表示基準改正(R2.3.27)により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能となった。

〇1年産
精米時期
20.06.上旬

旬表示商品の例



○配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出

米卸団体(全農、全米販)が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼文を発出(R2.3)し、協議を開始。

④ 新規需要米の取組状況

飼料用米の取組状況

- 飼料用米については、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展。
- また、飼料用米の生産の約8割が経営規模(全水稻の作付面積)が5ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

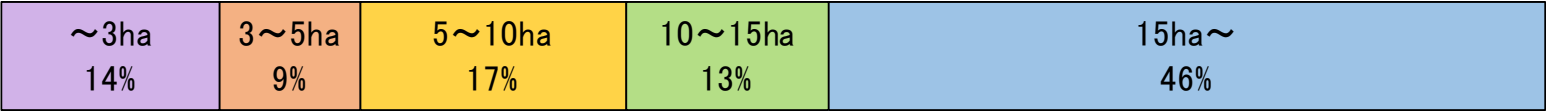
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1
うち、多収品種の作付面積（万ha）	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3	4.0
割 合	39%	37%	43%	50%	56%	60%	56%
うち、区分管理の取組面積（万ha）	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5	6.3
割 合	80%	75%	80%	83%	88%	89%	89%
飼料用米生産量（万トン）	19	44	51	50	43	39	—

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稻の作付面積）の飼料用米の分布状況】

全水稻の作付規模が5 ha以上（※）が約8割

元年産
(7.3万ha)

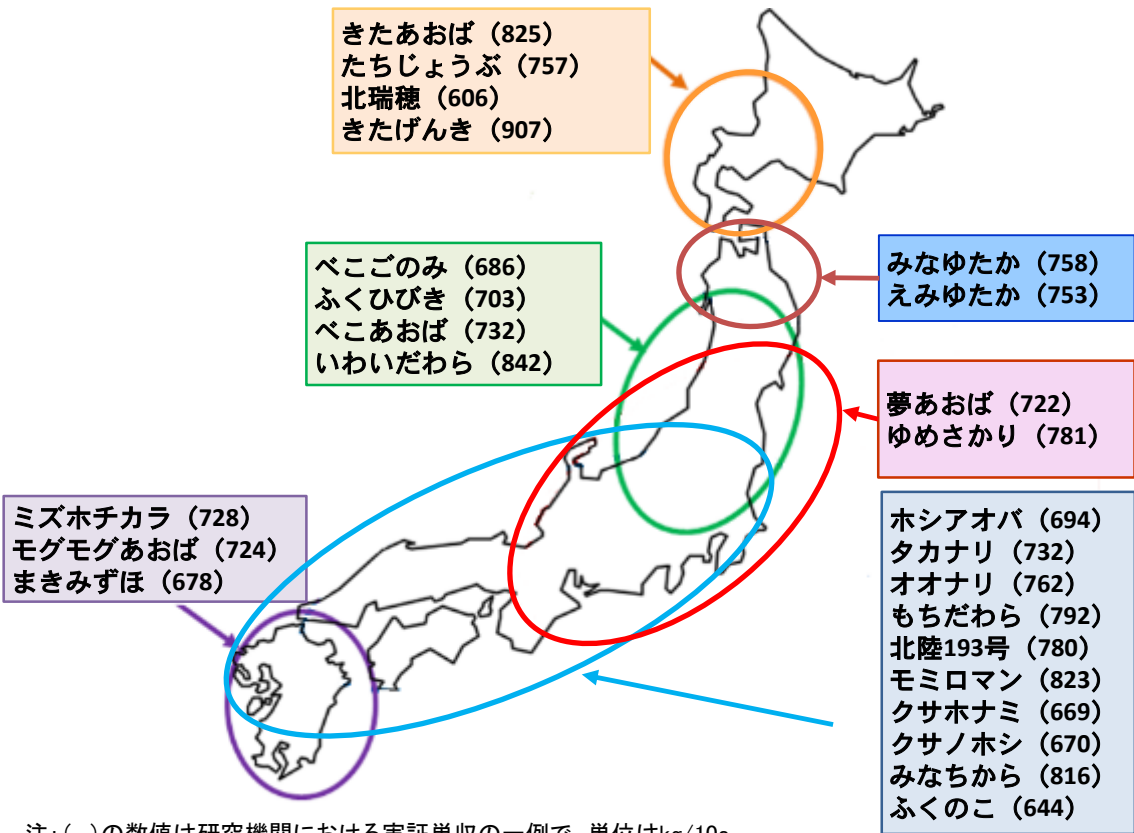


※ 全水稻では、作付規模5 ha以上の農家数は全体の5 %

多収品種について

- 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。
- ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種（多収品種）
 - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）

多収品種(25品種)



主な特認品種の例(令和2年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
青森県	青系201号(811)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)、たわわっこ(739)
秋田県	秋田63号(725)、たわわっこ(717)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)、亜細亜のかおり(817)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ニシアオバ(644)、たちすがた(600)、ツクシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)、宮崎52号(620)

注:()の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

令和2年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	1,865	108	6%	1,756	94%	344	18%	1,521	82%
青森	4,403	48	1%	4,355	99%	701	16%	3,702	84%
岩手	3,589	219	6%	3,370	94%	466	13%	3,123	87%
宮城	4,913	473	10%	4,440	90%	3,865	79%	1,048	21%
秋田	1,574	245	16%	1,328	84%	577	37%	996	63%
山形	3,192	294	9%	2,898	91%	437	14%	2,755	86%
福島	4,933	785	16%	4,148	84%	3,115	63%	1,817	37%
茨城	7,886	686	9%	7,200	91%	3,398	43%	4,488	57%
栃木	8,341	31	0%	8,310	100%	7,713	92%	628	8%
群馬	959	105	11%	853	89%	876	91%	83	9%
埼玉	1,246	261	21%	985	79%	741	59%	506	41%
千葉	3,822	827	22%	2,995	78%	967	25%	2,855	75%
東京									
神奈川	10	10	100%	0	0%	10	100%	0	0%
新潟	1,876	419	22%	1,458	78%	512	27%	1,365	73%
富山	1,297	109	8%	1,188	92%	624	48%	672	52%
石川	548	17	3%	531	97%	170	31%	378	69%
福井	1,073	105	10%	968	90%	273	25%	800	75%
山梨	19	7	34%	13	66%	15	77%	4	23%
長野	228	55	24%	173	76%	60	26%	168	74%
岐阜	2,271	726	32%	1,545	68%	1,426	63%	845	37%
静岡	1,033	4	0%	1,028	100%	97	9%	936	91%
愛知	1,298	819	63%	479	37%	1,116	86%	182	14%
三重	1,586	213	13%	1,373	87%	514	32%	1,072	68%

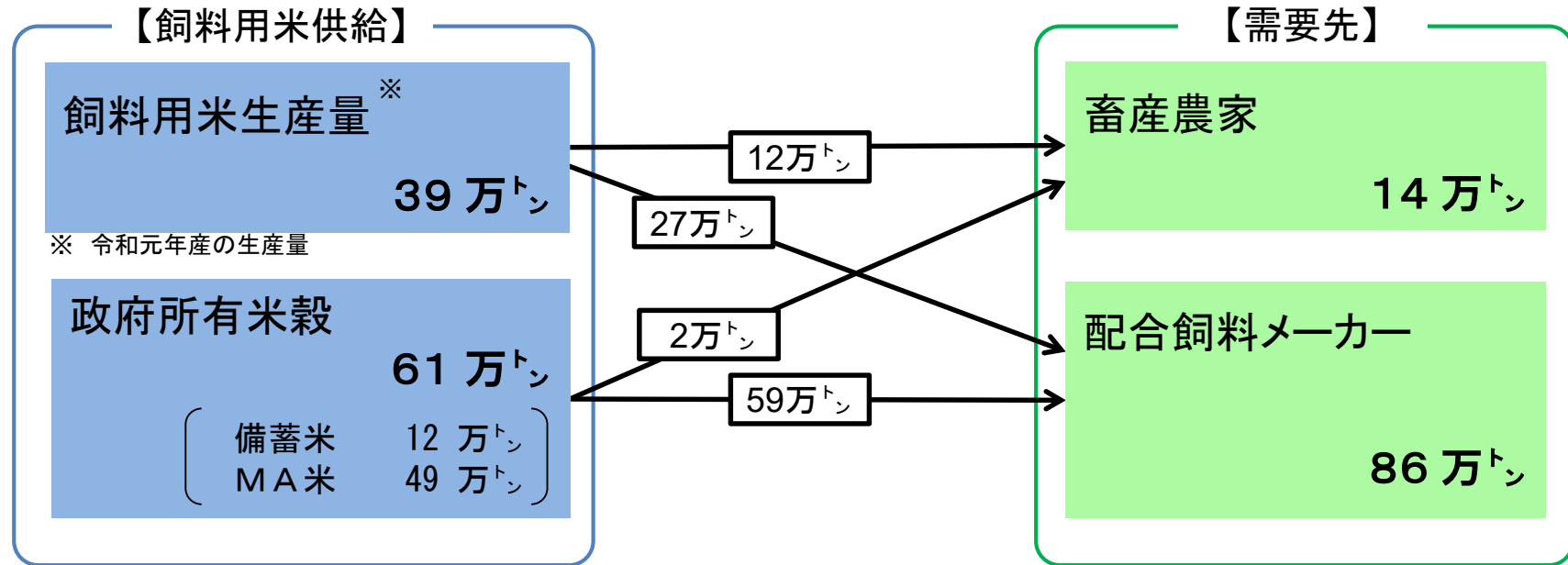
	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀	1,096	228	21%	868	79%	601	55%	495	45%
京都	95	0	0%	95	100%	5	5%	90	95%
大阪	7	7	100%	0	0%	7	100%	0	0%
兵庫	299	1	0%	298	100%	50	17%	249	83%
奈良	27	6	22%	21	78%	23	85%	4	15%
和歌山	2	1	43%	1	57%	1	43%	1	57%
鳥取	517	0	0%	517	100%	0	0%	517	100%
島根	682	0	0%	682	100%	4	1%	678	99%
岡山	1,074	433	40%	641	60%	558	52%	516	48%
広島	293	3	1%	291	99%	42	14%	252	86%
山口	900	0	0%	900	100%	158	18%	741	82%
徳島	558	254	46%	304	54%	283	51%	275	49%
香川	129	20	16%	109	84%	56	43%	73	57%
愛媛	230	61	27%	169	73%	77	34%	153	66%
高知	859	102	12%	757	88%	299	35%	560	65%
福岡	1,886	0	0%	1,886	100%	11	1%	1,875	99%
佐賀	603	0	0%	603	100%	116	19%	487	81%
長崎	111	7	6%	104	94%	61	55%	50	45%
熊本	1,135	39	3%	1,095	97%	148	13%	987	87%
大分	1,355	1	0%	1,353	100%	146	11%	1,209	89%
宮崎	412	23	6%	389	94%	64	16%	348	84%
鹿児島	653	114	17%	539	83%	326	50%	327	50%
沖縄									
合計	70,883	7,866	11%	63,018	89%	31,053	44%	39,831	56%

注1：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付けはない。
注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。
注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

飼料用米の供給状況

- 現状、飼料用に100万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量(令和元年度)



出典: 農林水産省穀物課調べ

【今後の課題】

- 配合飼料の主原料であるとうもろこしと同等、またはそれ以下の価格での供給が必要。
- 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給が必要。(短期・大量の受け入れは不可)
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

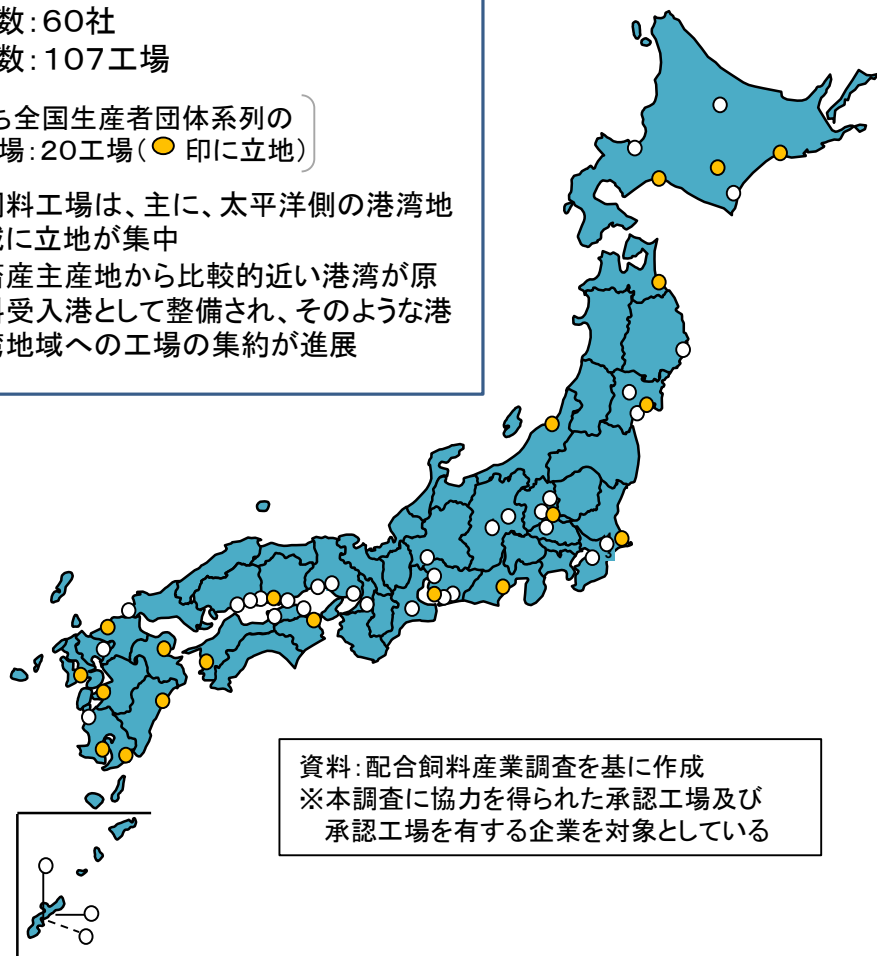
- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

配合飼料工場の立地状況(平成30年度末時点)

企業数:60社
工場数:107工場

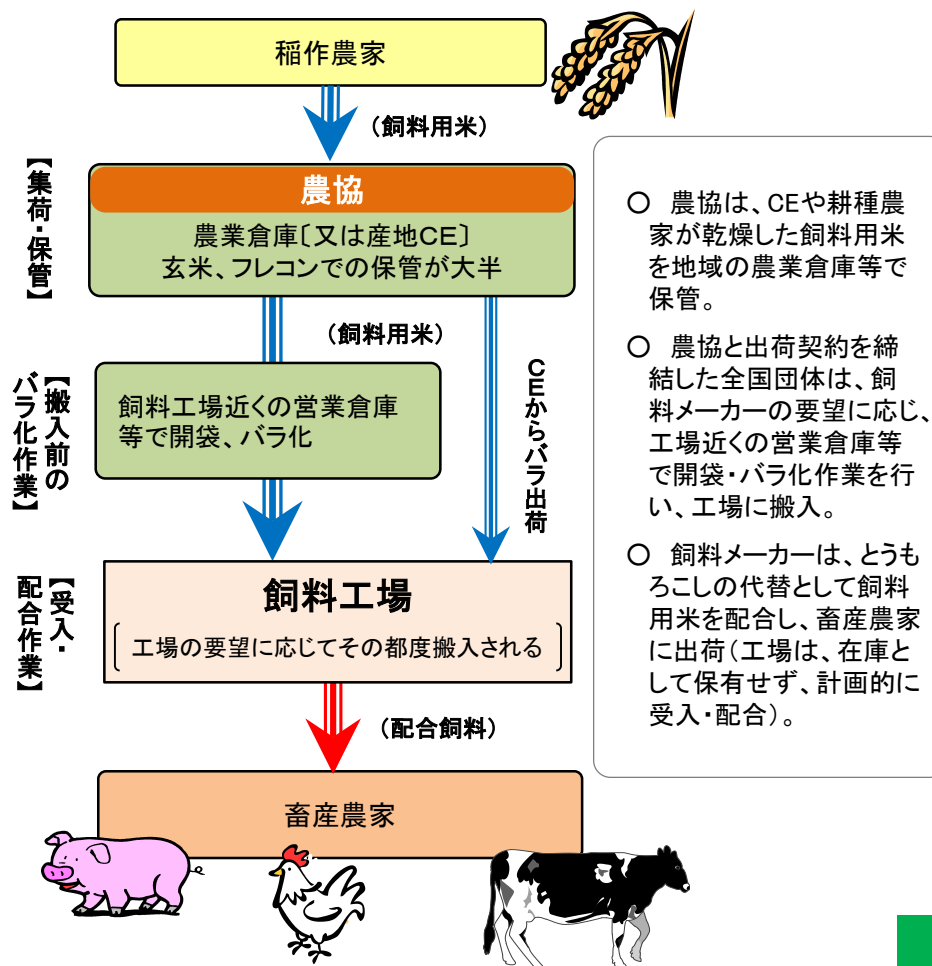
〔うち全国生産者団体系列の
工場:20工場(●印に立地)〕

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中
- ・ 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展



資料: 配合飼料産業調査を基に作成
※本調査に協力を得られた承認工場及び承認工場を有する企業を対象としている

全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制

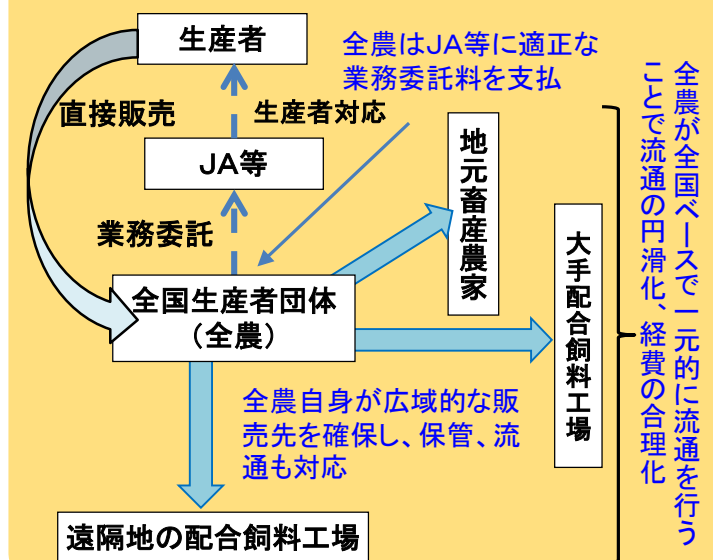


(参考) 飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

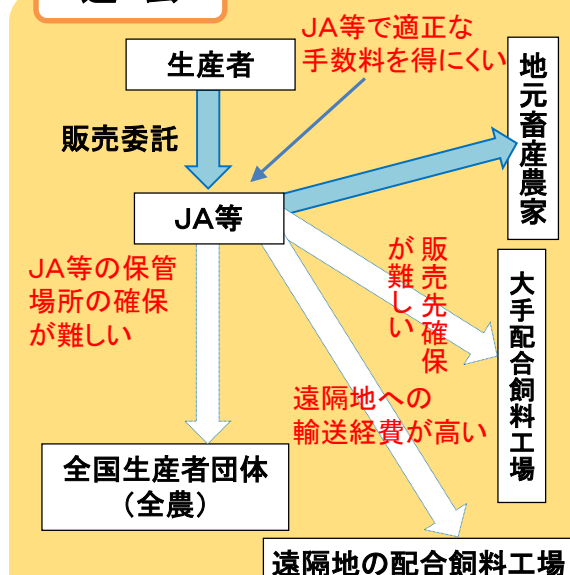
- 全国生産者団体(全農)に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と共同計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。
- 飼料用米の販売価格は主食用米よりも相当低い水準にあるが、輸送経費が販売代金を上回る実態にはないことに加え、水田活用の直接支払交付金の単価は、一般的な流通経費を勘案して設定している。
- このようなことを踏まえ、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。

全農による飼料用米の直接買取りスキーム

現在



過去



※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)